

## ■相談できる内容は？

- ①個別労働紛争のあっせん、
- ②労使間の労働争議の調整(あっせんなど)  
解雇、雇止め、賃金未払、パワハラ、転勤命令、  
解雇予告手当、賃金カット、団体交渉拒否など  
労使間の争いがあった場合

## ③不当労働行為の救済

使用者による労働組合・組合員に対する不利益  
取扱い、団体交渉拒否、支配介入があった場合  
の救済

個人で解決したい

### ①個別労働紛争あっせん制度

労働者個人と使用者との間に起った紛争について、双方の主張を確かめながら調整し、合意文書を作成するなどにより、1か月前後の間に解決するように無料でお手伝いする制度です。  
労働委員会の会長が指名した3人のあっせん員(労働委員会委員等)が労働者側、使用者側の双方に寄り添ってお手伝いするのが特徴です。

労働組合・組合員として解決したい

### ②労働争議の調整

労働組合(組合員)と使用者との間に起った紛争について、双方の主張を確かめながら調整(あっせん・調停・仲裁)し、合意文書を作成するなどにより、1か月前後の間に解決するように無料でお手伝いする制度です。  
労働委員会の会長が指名した3人のあっせん員(労働委員会委員等)が労働者側、使用者側の双方に寄り添ってお手伝いするのが特徴です。

# 佐賀県労働委員会

労働委員会は労使紛争解決のお手伝いをする  
県の行政委員会です。

0952-25-7242

FAX : 0952-25-7324

E-mail : roudoui@pref.saga.lg.jp

佐賀県労働委員会

検索

■相談時間 平日8:30~17:15 ※土日祝は休み

- ・相談や申立て、制度の利用はすべて**無料**です。
- ・面接相談は、事前の電話予約をお願いします。

〒840-8570 佐賀市城内一丁目6番5号  
佐賀県庁 南館3階



### トリプルアッセンズ



ミミット メンキー

公労使の三者(トリプル)による合議・調整(あっせん等)で労使間の紛争解決をお手伝いする佐賀県労働委員会のキャラクター。

よく聴かうさぎの「ミミット」、よく見る猿の「メンキー」、結びつけることが得意な謎の生物「ミディエ(和解の意)」です。

# 労使間のトラブル解決は 私たちにまかせて！



佐賀県労働委員会

佐賀県  
http://www.pref.saga.lg.jp/



ひとりで悩まないで。  
まずはお電話で  
ご相談を!!

0952-25-7242

労働組合・組合員として解決したい

### ③不当労働行為救済の申立て

使用者が、労働組合員であることを理由とする、解雇その他不利益な取扱いをしたり、正当な理由がなく団体交渉を拒否した場合などに、労働組合や労働者が救済の申立てを行うことができる制度です。

申立てが行われると労働委員会では、審査を行い、不当労働行為が成立するか否かを判断し救済命令又は棄却命令を出します。この他、和解や却下という形で終了することもあります。

使える3つのカード  
労働委員会  
無料で安心。

### ■制度を利用できる人は？

- ① 個別労働紛争あっせん、② 労使間の労働争議の調整(あっせんなど)
  - ・ 県内の事業所に勤務している労働者 (①個別労働紛争あっせん)
  - ・ 県内事業所の使用者 (①個別労働紛争あっせん・②労働争議調整)
  - ・ 県内の事業所に勤務している労働者が加入する労働組合 (②労働争議調整)

### ③ 不当労働行為の救済

次のいずれかが県内にあるとき、労働者又は労働組合は申立てができます。

- ・ 不当労働行為の行われた場所 (例：工場、営業所)
- ・ 申立てをする者の住所・主たる事務所
- ・ 申立ての相手方の住所・主たる事務所



### ■労働委員会の特徴は？

公益委員・労働者委員・使用者委員の各5名ずつ、計15名の委員で構成されています。

- ・ あっせんには、このうちの3名(各側1名)が参加します。
- ・ 不当労働行為では、公益委員から原則として2名が審査(調査・審問)を担当し、他に労働者委員・使用者委員から各2名が参与委員として審査に出席します。

審問が終結すると、公益委員会議が開かれ、参与委員の意見を聴いた後、命令の合議が行われます。

～三者の立場の委員がトラブル解決をサポートします～



公益委員

弁護士、  
大学教授など

労働者  
委員

労働組合  
役員など

使用者  
委員

企業の役員、  
使用者団体の  
役員など

労働委員会

労働委員会事務局